

石川県建設工事共同企業体指名事務取扱要領

(趣 旨)

第1 この要領は、石川県建設工事共同企業体の運用に関する要綱（以下「要綱」という。）第13の規定により、県の指名事務取扱いについて定めるものとする。

(特定建設工事共同企業体を結成することができる者の資格要件等)

第2 関係主務課長は、特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の対象工事について特定共同企業体を結成することができる者の資格要件等を定め、指名審査委員会に諮るものとする。

2 主管部（局）長は、指名審査委員会が第1項の資格要件等を適当と認めたときは、当該要件等を告示又は掲示その他適当と認める方法により周知し、特定共同企業体を結成させるものとする。

(資格審査)

第3 主管部（局）長は、共同企業体から資格審査の申請があったときは、共同企業体の区分に応じ、次の(1)又は(2)により算定した総合点数により格付を行うものとする。

(1) 特定共同企業体については、各構成員の経営事項審査の結果に基づき「中小建設業の振興について」（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）の別紙2「共同企業体の資格審査要領」の2に規定する客観的事項の審査による数値を総合点数とする。

(2) 経常建設共同企業体（以下、「経常共同企業体」という。）については、前号に規定する客観的事項の審査による数値と別に定める主観的事項の審査による数値を合計して総合点数を算定する。

(資格通知)

第4 主管部（局）長は、共同企業体の資格審査において適当と認めたときは、有資格者名簿に登載するとともに、共同企業体の区分に応じ次により資格決定通知するものとする。

(1) ア 制限付き一般競争入札による特定共同企業体については、各共同企業体の代表者には入札参加資格確認結果通知書（別記様式第1号）により、関係主務課長には有資格者名簿をもって通知する。

イ 公募型指名競争入札による特定共同企業体については、関係主務課長には有資格者名簿をもって通知する。

(2) 経常共同企業体については、共同企業体の代表者には競争入札参加資格審査申請の審査結果通知書（別記様式第2号）により、関係部（局）長には有資格者名簿をもって通知する。

(指 名)

第5 共同企業体の指名は、共同企業体の区分に応じ次のとおりとする。

(1) 特定共同企業体（制限付き一般競争入札によるものを除く。）については、関係主

務課長は有資格者名簿から推薦し、指名審査委員会は適当と認めた特定共同企業体を指名する。

(2) 経常共同企業体については、単体企業の取扱いにより「石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱」及びその他指名に関する規定を適用する。

ただし、指名に当たっては次の特例を適用するものとする。

ア 大規模な工事については、最上位等級に属する者を構成員とする経常企業体に限り指名することができるものとする。

イ 同一等級に属する者同士で結成された経常共同企業体は、当該等級の直近上位等級の工事を限度として指名するものとする。

ウ 直近等級又は直近二等級までに属する者で結成された経常共同企業体は、上位格付構成員に係る等級の直近上位等級の工事を限度として指名するものとする。

(資格の有効期間)

第6 共同企業体の資格の有効期間は、共同企業体の区分に応じ次のとおりとする。

(1) 特定共同企業体については、当該工事の完成後6ヶ月を経過するまで資格を有するものとする。

ただし、当該工事を請け負うことができなかつたときは、当該工事の請負契約が締結された日に解除するものとする。

(2) 経常共同企業体については、当該年度限りとする。

ただし、当該工事が年度を越えて施工されるときは、当該工事にかかる共同企業体として工事の完成まで資格を有するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めのない事項については、「石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱」に定めるところによるものとする。

附 則

1 この要領は、平成元年4月1日から施行する。

2 昭和52年11月1日付け監発第413号「特別建設工事に係る共同企業体取扱要綱」は、廃止する。

附 則

この要領の改正は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成10年3月3日から施行する。

附 則

この要領の改正は、平成15年5月30日から施行する。